

## 犬の登録及び狂犬病予防注射の接種のお願い

日本では犬を飼うときに狂犬病予防法によって決められた義務があります。

- (1) 住んでいる市区町村に飼い犬の登録をしなければならない
- (2) 飼い犬には1年1回の狂犬病予防注射を受けさせなければならない
- (3) 犬の鑑札と注射済票を飼い犬に着けなければならない

※ これらの違反は、20万円以下の罰金の対象になります。

### 【犬の登録】

飼い犬は、誰が飼っているか、どこで飼っているかを把握するために登録の必要があります。

- ・ 登録は1頭の犬につき1度だけです。(他の市区町村に引っ越したら転出先で届出てください)
- ・ 生後90日を過ぎたら登録の義務があります。(環境対策課の窓口で登録できます)
- ・ 犬が死亡した際は、市役所に届出てください。(電話連絡可)

### 【狂犬病予防注射】

狂犬病は、人間も含めた全てのほ乳類に感染し、人間が発症した場合はほぼ100%死亡する

大変危険な病気です。しかし、予防注射をすることで発症を予防することができます。このことから、飼い

犬にしっかりと予防注射をすることで、飼い犬はもちろん、飼い主自身や家族、近所の住人や他の動物への感染を防止できます。

- ・ 飼い主は生後90日を過ぎた犬に1年に1度予防接種を受けさせる義務があります。
- ・ 下記の病院以外で注射した際には、市役所に届出する必要があります。動物病院で確認をしてください。

びょういんめい 病院名	じゅうしょ 住所	でんわばんごう 電話番号
いしはらどうぶつびょういん いしはら動物病院	し かさかけちようしか みどり市笠懸町鹿2525-6	0277-77-1286
いなむらどうぶつびょういん 稲村動物病院	お おたし いしはしちよう 太田市石橋町817-5	0276-37-7219
かなやまどうぶつびょういん かなやま動物病院	お おたし ひがしいまいずみちよう 太田市東 今 泉 町 277-6	0276-40-2220
かねこうどうぶつびょういん 金子動物病院	お おたし たかはやしひがしちよう 太田市高 林 東 町 1657-1	0276-38-5591
こまいぎペットクリニック	お おたし こまいぎちよう 太田市小舞木町354	0276-48-7221
さくらどうぶつびょういん さくら動物病院	お おたし あらいちよう 太田市新井町577-8	0276-60-1851
と だ どうぶつびょういん 戸田動物病院	お おたし ふじあぐちよう 太田市藤阿久町617-13	0276-25-4572
にっただうぶつびょういん 新田動物病院	お おたし にっただい ちの いちよう 太田市新田市野井町957	0276-57-0411
ほしのどうぶつびょういん ほしの動物病院	お おたし みなみやじまちよう 太田市南矢島町750-1	0276-60-5311
ミュウ動物病院	お おたし あらいちよう 太田市新井町533-14	0276-49-0500
やぶつかどうぶつびょういん 藪塚動物病院	お おたし おおぼらちよう 太田市大原町1893-2	0277-78-8550

### いぬ かんさつ ちゅうしゃずみひょう そうちやく 【犬の鑑札と注射済票の装着】

いぬ とうろく さい かんさつ きょうけんびょうよぼうちゅうしゃ せつしゅ う さい ちゅうしゃずみひょう こうふ  
 犬の登録をした際には「鑑札」、狂犬病予防注射の接種を受けた際には「注射済票」が交付されま  
 かんさつ ちゅうしゃずみひょう とうろく いぬ きょうけんびょうよぼうちゅうしゃ う いぬ しょうめい  
 す。この鑑札と注射済票は、登録された犬もしくは狂犬病予防注射を受けた犬であることを証明す  
 ひょうしき か いぬ つ  
 るための標識ですので、飼い犬に着けておかなければなりません。

とうろくばんごう きさい か いぬ まいご そうちやく かんさつ  
 また、これらには登録番号が記載されています。もしも飼い犬が迷子になっても、装着されている鑑札か  
 か ぬし もと もど  
 ら飼い主の元に戻すことができます。

### か かた ○ 飼い方について

- きんじよ めいわく によう ほうき な ごえ か  
 ・ ご近所に迷惑（フン尿の放棄・鳴き声など）をかけないように飼ってください。
- いぬ はな が たいへんきけん ほうりつ きんし ぜつたい  
 ・ 犬の放し飼いは大変危険であり、法律で禁止されています。絶対にしないでください。
- さんぼちゅう かなら も かえ じ こしより ねが  
 ・ 散歩中のフンは必ず持ち帰って、自己処理をするようにお願いします。

○ 犬の避妊又は猫の避妊・去勢に係る手術費用の助成について

望まない妊娠や捨て犬、捨て猫を減らす為に、メスの犬及びメス猫の避妊またはオス猫の去勢手術  
に対して助成金を出しています。(オスの犬は助成の対象にはなりません。)

対象は太田市内で犬・猫を飼っている市民になります。営利目的で飼っている場合や、申請者を含む  
家族に太田市税の滞納がある場合は助成できません。メス犬の場合は登録とその年度の狂犬病  
予防注射を受けている必要があります。

避妊又は去勢手術を受けた後、獣医さんに「避妊・去勢手術実施済み証明書」を書いてもらい、  
手術を受けた年度内に、環境対策課窓口まで来てください。その際に、振込先の口座などを書いて  
もらいますので、振込先のわかるものと、シャチハタでない印鑑を持ってきてください。

【問い合わせ先】

太田市役所 環境対策課 (5階54番窓口) TEL 0276-47-1893

動物愛護センター 東部出張所 TEL 0276-55-0731